令和元年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の募集について

内閣府では、高齢者、障害者、妊婦や子供連れを含むすべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績または功労のあった個人又は団体を表彰しています。

〇募集対象

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推薦に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等を行っている個人又は団体が対象になります。

〇表彰内容

・内閣総理大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰（優良賞・奨励賞）

〇推薦案件の募集

募集対象に合致すると思われる案件がありましたら、介護保険課柳川（☎972－2537）まで、御連絡ください。（推薦期限：令和元年6月7日）

平成30年度　内閣総理大臣表彰

・有限会社エクストラ　（静岡県静岡市）

高精度の日本語自動点訳・点字編集ソフトウェア「EXTRA」の開発により、点訳作業を大幅に効率化しました。

また、視聴覚障害者のコンピューター活用に必須な海外ソフトウェアや点字音声携帯情報端末などの支援機器の日本語版へのローカライズ等、視覚障害者の快適なモバイル環境の実現に大きく貢献しました。

日本語自動点訳ソフトウェア
「EXTRA」（パソコン画面）

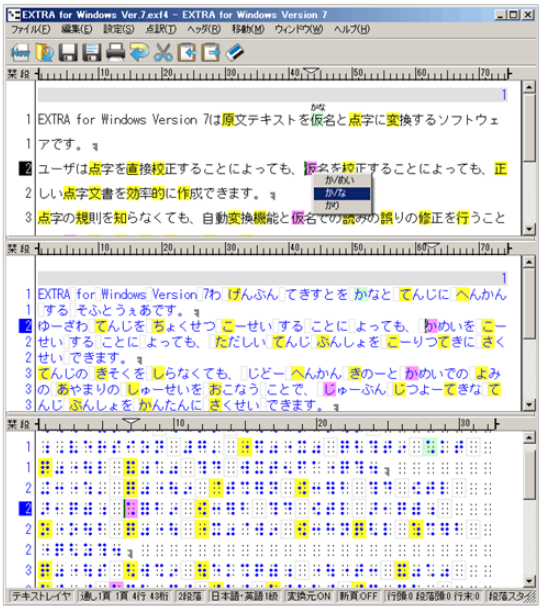

平成30年度　内閣特命担当大臣優良賞

・社会福祉法人　愛知たいようの杜　（愛知県長久手市）

・明石市　（兵庫県明石市）

・合同会社　Chupki　（東京都北区）

平成30年度　内閣特命担当大臣奨励賞

・藤巻　進　（静岡県富士市）

・富士見高原リゾート株式会社　（長野県諏訪郡）

〇バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

担当：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付総合調整担当

〇詳しい内容はこちらから→http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/hyousho.html

内閣府

表彰までの流れ

内閣府

→ 内閣府から推薦依頼（5月）

→ 関係省庁

→ 都道府県

→ 政令市

→ 管内市町村・関係団体等に推薦依頼

→ 内閣府に推薦（6月下旬まで）
推薦があった候補者を選考

→ 内閣府

（バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会）

→ ・選考委員会委員の審査（7～8月）
・同委員による現地調査（8～9月）
・同委員会で表彰者案の選出（10月）
・総理・大臣等了承を経て内定（11月）

→ 総理表彰・大臣表彰（12月）

※表彰まで対外非公表

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の対象として想定される代表的事例

〇施設の整備・運用
・施設・建築物（医療施設、劇場・映画館、集会場・公会堂、展示場、店舗、宿泊施設、福祉施設、体育施設・遊技場、博物館・美術館・図書館、官公庁施設、学校、保育所等の児童福祉施設、集合住宅等）
・交通機関（駅等を含む。）・道路・公園
・まちづくり

なお、国が直轄事業として整備したものは除く。また、バリアフリー法の対象となる施設・建築物、交通機関・道路・公園については、施設整備及び運営の住民参加プロセスや職員の応対、施設等の利用に関するわかりやすい情報提供等、ソフト面と一体となった総合的な取組を重視する。

〇製品の開発等
・創造的な用具・機器の開発、研究・規格の標準化
・ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが使いやすいものづくり

なお、他者の知的所有権を侵害しないものに限る。また、誰もが使いやすいものづくりについては、開発時及び改良のプロセスにおいて、多様なユーザーの参加が行われ、継続的に評価される仕組みがあることを重視する。

〇推進・普及のための活動、事業等
・高齢者や障害者等の自立と社会参加に寄与する活動、事業等（例えば、ガイドマップの作成、旅行・買物等の外出を介助するボランティア、移送サービスの提供、推進状況の点検、各種情報提供、児童生徒の意識向上活動等）
・「子育てバリアフリー」を推進する活動等利用者の自立と社会参加に寄与する活動、事業等
・情報の利用におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する活動、事業等

なお、2年以上の活動の実績があり、現在も活動を継続しているものに限る。

※代表的事例は、表彰の対象として想定されるものの例示であり、ここに掲げた事例以外のものであっても、審査の結果、表彰の対象となり得る。